

平成30年7月5日

安全防災管理室

輸送安全に関わる情報の公表について

貨物自動車運送事業法第24条の3の定めに基づく「運輸安全マネジメントの輸送の安全に関わる情報」を、別添のとおり作成し公表することとしたい。

(公表の方法)

- 当社ホームページへの掲出
- 本社及び全営業所に提示資料として備え置く

輸送の安全に関わる情報

貨物自動車運送事業法第24条の3の定めに基づく株式会社トーショーの「輸送の安全に関わる情報」は、次のとおりです。

○ 輸送の安全に関する基本的な方針（安全管理規程第4条）

- 1 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど、現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act = PDCAサイクル）を確実に実施して安全対策を不断に見直し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。
- 3 輸送の安全に関する情報について、積極的に公表する。

○ 輸送の安全に関する目標（平成30年度）

「セーフティ・マネジメントの推進により安全水準日本一を目指す」ことを基本目標として、具体的目標は次のとおりとする。

- | | |
|-------------|--------|
| 1 有責重大交通事故 | ゼロ |
| 2 第一当事者交通事故 | 15件以下 |
| 3 労働災害 | ゼロ |
| 4 車両燃費 | 前期比向上 |
| 5 各種健康診断 | 100%受診 |

○ 輸送の安全に関する目標の達成状況（平成29年度）

会社全体の目標達成状況

〔目標1〕 重大事故 ゼロ

有責重大事故はゼロで、目標を達成した。

〔目標2〕 有責交通事故 15件以下

目標15件以下のところ19件の発生で、目標を達成出来なかった。

〔目標3〕 労働災害 ゼロ

目標ゼロのところ6件の発生で、目標を達成出来なかった。

〔目標4〕 車両燃費 前期比向上

平成28年度平均燃費3.87km/ℓから、平成29年度平均燃費3.88km/ℓと新車購入を進めたこともあり燃費が向上し、目標を達成した。

〔目標5〕 定期健康診断 100%受診

全従業員規定の定期健康診断を100%受診し、目標を達成した。

営業所別目標達成状況

	重大事故ゼロ	有責交通事故 20件以下	労働災害ゼロ	車両燃費 前期比向上	定期健康診断
本 社	0件で達成	目標0件、発生1件で未達成	0件で達成	目標 6.96km/ℓ以上、結果 6.96km/ℓで達成	100%受診
西東京	0件で達成	目標0件、発生0件で達成	0件で達成	目標 4.06km/ℓ以上、結果 4.23km/ℓで達成	100%受診
多 摩	0件で達成	目標2件以下、発生2件で達成	0件で達成	目標 4.58km/ℓ以上、結果 4.61km/ℓで達成	100%受診
甲 府	0件で達成	目標0件、発生1件で未達成	1件で未達成	目標 3.25km/ℓ以上、結果 3.30km/ℓで達成	100%受診
所 沢	0件で達成	目標0件、発生1件で未達成	0件で達成	目標 3.94km/ℓ以上、結果 3.91km/ℓで未達成	100%受診
関東荷役	0件で達成	目標0件、発生0件で達成	1件で未達成	目標 11.55Km/ℓ以上、結果 11.48Km/ℓで未達成	100%受診
東松山	0件で達成	目標0件、発生1件で未達成	1件で未達成	目標 4.93km/ℓ以上、結果 4.20km/ℓで未達成	100%受診
千 葉	0件で達成	目標2件以下、発生1件で達成	1件で未達成	目標 3.09m/ℓ以上、結果 3.11km/ℓで達成	100%受診
鹿 嶋	0件で達成	目標0件、発生1件で未達成	0件で達成	目標 2.93km/ℓ以上、結果 2.91km/ℓで未達成	100%受診
名古屋	0件で達成	目標0件、発生1件で未達成	0件で達成	目標 4.90km/ℓ以上、結果 4.89km/ℓで未達成	100%受診
亀 山	0件で達成	目標0件、発生0件で達成	0件で達成	目標 7.65Km/ℓ以上、結果 7.65Km/ℓで達成	100%受診
四日市	0件で達成	目標0件、発生0件で達成	0件で達成	目標 5.99.km/ℓ以上、結果 5.99km/ℓで達成	100%受診
豊 橋	0件で達成	目標0件、発生4件で未達成	0件で達成	目標 2.74km/ℓ以上、結果 2.80km/ℓで達成	100%受診
滋 賀	0件で達成	目標0件、発生1件で未達成	1件で未達成	目標 4.92km/ℓ以上、結果 5.22km/ℓで達成	100%受診
大 阪	0件で達成	目標1件以下、発生1件で達成	0件で達成	目標 4.43km/ℓ以上、結果 4.04km/ℓで未達成	100%受診
京 都	0件で達成	目標0件、発生2件で未達成	1件で未達成	目標 3.92km/ℓ以上、結果 3.99km/ℓで達成	100%受診
加古川	0件で達成	目標0件、発生1件で未達成	0件で達成	目標 5.27km/ℓ以上、結果 5.35km/ℓで達成	100%受診
今 治	0件で達成	目標0件、発生0件で達成	0件で達成	目標 3.56km/ℓ以上、結果 3.82km/ℓで達成	100%受診

○ **自動車事故報告規則第2条に規定する事故の発生**

平成29年度中発生 0件

○ **輸送の安全に関する組織体制・指揮命令系統及び事故、災害等に関する報告連絡体制**

別図「安全管理規程」のとおり。

○ **輸送の安全に関する重点施策（安全管理規程第5条）**

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、次の重点施策を実施する。

- 1 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守する。
- 2 輸送安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うように努める。
- 3 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じる。
- 4 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達共有する。
- 5 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施する。

○ 輸送の安全に関する計画

輸送の安全に関する目標を達成するため、次のことを行う。

[通年施策]

- 1 「初任運転者・事故惹起者」教育の反復実施
- 2 「止まる・見る・待つ」確実な安全基本動作の実施
- 3 「ヒヤリ・ハット活動」と「危険予知トレーニング」の実施
- 4 「事故防止のための運転心得十か条」の実施
- 5 「トワイライト・オン」運動の実施
- 6 「セーフティ・エコドライブの5か条」の実践
- 7 「マイチェック」表による労働災害防止
- 8 「5S活動」の実施
- 9 「各種健康診断」の計画的な実施

[特定施策]

- | | |
|----------------------|------------|
| 1 春の全国交通安全運動 | 4/6～4/15 |
| 2 全国安全週間 | 7/1～7/7 |
| 3 夏期労働災害防止強調運動 | 7/1～7/31 |
| 4 セーフティドライバー・コンテスト | 7/1～12/31 |
| 5 秋の全国交通安全運動 | 9/21～9/30 |
| 6 全国労働衛生週間 | 10/1～10/7 |
| 7 ディーゼルクリーン・キャンペーン | 10/1～10/31 |
| 8 年末・年始労働災害防止強調運動 | 12/1～1/31 |
| 9 年末・年始の輸送等に関する安全総点検 | 12/10～1/10 |

○ 輸送の安全に関する予算等の実績額

平成29年度実績総額	7, 531, 706円
（内訳）・ 事故防止ステッカー・アルコール検知器入替え	1, 530, 028円
・ 安全に関する運転者指導・研修等	171, 678円
・ 無事故表彰・その他	5, 830, 000円

○ 安全管理規程（末尾添付）

本社及び全営業所備え置き（閲覧可能）

（平成18年12月20日 関東運輸局長宛設定届出済）

○ 安全統括管理者

代表取締役副社長 岩田康太郎

（平成24年 5月 1日選任 関東運輸局長宛選任届出済）

○ 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

次に掲げる教育・研修項目について、各営業所の月別実施計画に基づき教育・研修を行う。

- 1 トラック(事業用自動車)を運転する場合の心構え
- 2 トラック(事業用自動車)の安全運行のために遵守すべき基本的事項
- 3 トラック(事業用自動車)の構造上の特性
- 4 貨物の正しい積載方法と過積載の危険性
- 5 適切な運行の経路とその道路交通の状況
（主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況）
- 6 危険の予測及び回避
- 7 運転者の運転適性に応じた安全運転
- 8 交通事故の生理的・心理的要因と対処方法
- 9 健康管理の重要性
- 10 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法
- 11 「飲酒運転」の撲滅
- 12 バック事故防止
- 13 「止まる・見る・待つ」運動
- 14 「トワイライト・オン」運動
- 15 事故防止のための運転心得十か条
- 16 エコドライブの推進
- 17 5S活動
- 18 SP構内作業手順・フォークリフト作業手順

- 19 工場構内作業手順・搬入作業手順
- 20 春の全国交通安全運動
- 21 夏期労働災害防止強調運動
- 22 秋の全国交通安全運動
- 23 年末・年始労働災害防止強調運動
- 24 ヒヤリ・ハット活動

○ 輸送安全に関する内部監査の結果及びそれを踏まえた措置内容

1 内部監査の実施

平成29年11月7日から30年2月23日の間、安全統括管理者による運輸安全マネジメントに関する内部監査を全営業所について実施した。

2 内部監査結果

[監査項目1] 事故発生状況

交通事故第一当事者事故、及び構内車両等事故、労災事故に関しては増加したが、交通第二事故は減少した。

[監査項目2] 車両燃費実績

1台当たりの平均燃費は3.90km/ℓであり、前期燃費3.86km/ℓに対し向上している。営業所別では、12営業所で向上し、6営業所で低下した。

[監査項目3] 帳票類の記入状況

概ね正確に記入されていた一方で、点呼記録簿においては乗務開始点呼時の指示事項記載内容が不十分、終業点呼時の報告事項の一部記載漏れ、運転日報の一部記載ミス、日常点検記録表の記載内容に不備が見受けられた。

[監査項目4] 健康診断の受診状況

採用時健康診断、年1回の定期健康診断、年2回の深夜業務従事者の健康診断は計画的に実施されている。

[監査項目5] 輸送の安全に関する情報の公表

会社全体の安全マネジメントの目標・計画表は全営業所に掲示指示するとともに、運行管理者、整備管理者等の選任等については、適正に選任掲示されてあった。

[その他]

乗務員教育について、全ての営業所で安全マネジメントに基づく教育を実施している他、積極的に営業所独自の教育項目を設定したり、危険予知訓練シートを活用した教育を実施する等、事故防止に向けた教養効果の向上を図る営業所がある反面、28年度の事故が大幅削減できたことで気の緩みからか取り組み意識が甘い営業所も見受けられた。

事故の発生状況を踏まえて、事故発生後は事故原因の正しい把握と運転適性診断結果の内容を踏まえた事故惹起者に対する効果的な教育を実施するとともに事故内容によっては安全防災管理室が出向き、事故防止対策を講じる。事故対策会議においては管理者が一方的に指導するだけでなく、運転者に考えさせ、発言させる機会を与えたミーティング形式として運転者を積極的に参加させるように創意工夫していくとともに、安全防災管理室が事故惹起者に対する指導を積極的に実施する必要がある。

3 内部監査結果を踏まえた措置内容

- (1) 点呼記録簿における始業点呼時の指示事項記載内容が一部不十分であり、終業点呼時の報告事項記載漏れがあった。

(措置) 是正させるとともに日々、所長・管理者が記載内容について日々チェックすることとした。

- (2) 3か月点検において、実施遅れ及び点検簿の写しの編綴漏れの営業所があった。

(措置) 整備管理者が点検実施計画表をもとに運行管理者と連携を図りながら確実に実施する様に指導し、是正させた。

- (3) 日常点検表他、必要簿冊等の整理管理が不十分な営業所があった。

(措置) 是正させるとともに上記結果と併せて是正箇所が多い営業所に対しては安全防災管理室が巡回指導で是正させた。

- (4) 当社独自の事故惹起者教育内容が不十分で、同乗指導の未実施営業所があった。

(措置) 事故発生後は事故原因の具体的な究明を行い、再発防止に向けた事故惹起者教育をする中で、運転適性診断結果の内容に基づき、管理者等の同乗指導を含めた指導をする様に是正させた。

なお事故内容によっては、安全防災管理室において原因究明と指導を実施した。

安 全 管 理 規 程

株 式 会 社 ト ー シ ョ ー

目次

- 第1章 総則
- 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の体制
- 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の方法

第1章 総則

[目的]

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、貨物自動車運送事業法（平成元年12月19日法律第83号）第15条、第16条及び第24条の3の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

[準拠]

第2条 輸送の安全を確保するためには、既定の交通労働災害防止規程、運行管理規程、整備管理規程及び安全運転対策要綱の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

[適用範囲]

第3条 本規程は、当社の一般貨物自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

[輸送の安全に関する基本的な方針]

第4条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど、現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（P I a n D o C h e c k A c t = P D C Aのサイクル）を確実に実施して安全対策を不断に見直し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。

3 輸送の安全に関する情報について、積極的に公表する。

[輸送の安全に関する重点施策]

第5条 前条に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規程に定められた事項を遵守すること。
 - (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うように努めること。
 - (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。
- 2 下請事業者に対しては、輸送の安全の確保を阻害する行為を行わないとともに、輸送の安全の向上に協力するよう努める。

〔輸送の安全に関する目標〕

第6条 第4条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

〔輸送の安全に関する計画〕

第7条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

〔社長等の責務〕

第8条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 取締役会は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 取締役会は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 取締役会は、PDCAのサイクルにより継続的に輸送の安全性の向上を図ること等、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうか常に確認し、必要な改善を行う。

〔社内組織〕

第9条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。

- (1) 安全統括管理者
- (2) 運行管理者
- (3) 整備管理者
- (4) その他必要な責任者

- 2 支店長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所長を統括し、指導監督を行う。
- 3 営業所長は、支店長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、運転者等社員の指導監督を行う。
- 4 運転者等社員は、常に安全の向上に資する技能等の向上に努め、安全な運行等輸送の安全の確保を行う。
- 5 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合を含め、別図に定めるところによる。

[安全統括管理者の選任及び解任]

第 10 条 取締役のうち、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成 2 年 7 月 30 日運輸省令第 22 号）第 2 条の 6 に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障その他の止むを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

[安全統括管理者の責務]

第 11 条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い取締役会に報告すること。
- (6) 取締役会等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等、事故防止その他の安全対策について必要な改善措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。

- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

[輸送の安全に関する重点施策の実施]

第12条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

[輸送の安全に関する情報の共有及び伝達]

第13条 社長等経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。

- 2 安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

[事故、災害等に関する報告連絡体制]

第14条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は、別図に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長等経営トップ又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和26年12月20日運輸省令第104号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

[輸送の安全に関する教育及び研修]

第15条 第6条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

[輸送の安全に関する内部監査]

第16条 安全統括管理者は、自ら又は自らが指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合、又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実

施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合は、その結果を速やかに取締役会に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

[輸送の安全に関する業務の改善]

第 17 条 安全統括管理者から、事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において、現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

[情報の公表]

第 18 条 毎事業年度終了後 100 日以内に、次に掲げる安全に関する情報を、本社及び各営業所に備え付け閲覧可能とするほか、当社のホームページに掲載し、外部に公表する。

- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針
 - (2) 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
 - (3) 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計（総件数及び類型別の事故件数）
 - (4) 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統
 - (5) 輸送の安全に関する重点施策
 - (6) 輸送の安全に関する計画
 - (7) 輸送の安全に関する予算等の実績額
 - (8) 事故、災害等に関する報告連絡体制
 - (9) 安全管理規程
 - (10) 安全統括管理者
 - (11) 輸送の安全に関する教育及び研修の計画
 - (12) 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容
- 2 輸送の安全に係る行政処分を受けた場合には、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容を、速やかに外部に対し公表する。

[輸送の安全に関する記録の保存]

第 19 条 輸送の安全に関する諸会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、取締役会に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、本社においては安全対策室、各営業所においては所長の責任において簿冊に集約し、

これを適切に保存する。

〔規程の見直し〕

第 20 条 本規程は、業務の実態等必要に応じ、適時適切に見直しを行う。

付則

〔実施期日〕

本規程は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

株式会社トーショー

運輸安全管理組織体制図

(指揮命令系統・報告連絡体制)

